

令和 6 年 3 月 21 日

会員の皆様

桃井第三小学校 PTA
会長 郡司 達也

令和 5 年度 3 月定期総会についてのご報告

【3 月 6 日（水）10：40～11：15 PTA 室より zoom 開催】

日頃より PTA 活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

令和 5 年度 3 月定期総会の結果につきまして以下の通りご報告いたします。

1. 総会成立宣言

PTA 会員 365 名（教職員：24 名 保護者：341 名）

出席者 290 名（PTA 室及び zoom 出席：29 名 議決権行使書：60 名 委任状：201 名）

本校 PTA 規約第 14 条（会員の 3 分の 1 以上の出席をもって成立する）により、本総会は成立いたしました。

2. 正副議長選出

議長 小田部 明香 さん（本校 PTA 規約第 13 条のとおり、議長は総会で選出しました。）

副議長 大滝 淳子 副校長先生

3. 議事についての質疑応答

第 1 号議案で 2 件のご意見・ご質問が寄せられました。詳細は裏面をご参照ください。

4. 承認

議案	議案内容	否認
第 1 号議案	役員選挙規定の一部改正(案)について	1
第 2 号議案	令和 5 年度 事業報告について	0
第 3 号議案	令和 5 年度 会計中間報告・会計監査報告について	0
第 4 号議案	令和 6 年度 役員・会計監査選出について	0

上記のとおり、本校 PTA 規約第 25 条（議決は出席者の過半数で決す）により、すべての議案について承認されました。

5. その他のご意見

12 件のご意見が寄せられました。詳細は裏面をご参照ください。

6. 令和6年度 役員・会計監査の紹介と挨拶

会 長	根岸 祐佳			
副 会 長	赤木 あい	郡司 達也	新戸 亜美	福原 君子
庶務理事	土屋 恵美	土崎 彩	ブレイロック 摩耶	
会計理事	加藤 朋哉	野久 良美		
会計監査	伊東 潤	高橋 真木		

令和6年度 会長挨拶

来年度の PTA 会長に選任されました、根岸祐佳です。今年度は桃三フェスの担当副会長として、1 年間 PTA 活動に携わせていただきました。それでもまだ分からないことが多く、ご迷惑をおかけすることがあるかもしれませんが、先生方、地域の皆様、保護者の皆様のお力をお借りしながら、1 年間職責を果していきたいと思ひます。子どもたちの学校生活がより充実したものとなるよう一生懸命務めさせていただきますので、これからも PTA 活動にご理解、ご協力の程、どうぞよろしくお願いいたひます。

7. 総括

令和5年度 会長

1 年間、PTA 活動にご協力をいただき、ありがとうございます。コロナ明けということで、様々な取り組みを行いました。できたこと、できなかったこと、いろいろありましたが、皆様のお陰で安心、安全に 1 年間過ごすことができました。私自身、PTA の意味、意義を考えながら活動してきました。アウトソーシングの導入などいろいろなご意見がある中で、少しでも子どもたちに関わることは意味があることだと思ひております。これからも皆様と一緒に子どもたちの笑顔を増やしていきたいと思ひます。

来年度につきましても、私を含め一部役員が残りますが、新役員の体制にぜひご協力を願ひいたします。

校長先生

定期総会の開催並びに各議案の承認等、おめでとうございます。PTA の皆様には、今年 1 年間本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。コロナも明け、以前の取り組みを復活させたり、新しい取り組みを進めたりということで、皆様には大変お世話になりました。また、PTA 役員の方々には、様々なところで子どもたちの見守り、成長についてご尽力をいただき、心より感謝申し上げます。来年度役員の皆様も、どうぞよろしくお願いいたします。

さて来年度、本校は創立 96 周年となります。100 周年に向けての第 1 年目です。学校便りにも書きましたら、子どもたちにとって風通しのよい学校づくりを進めていきたいと考えております。PTA の皆様、役員の皆様には、どうぞ子どもたちにあたたかく穏やかな風を吹かせていただければと思ひております。来年度もよろしくお願いいたします。

【議事についての質疑応答】

《第 1 号議案へのご質問・ご意見①》

第 1 号議案について、役員選挙規定の一部改正案には賛成ですが、改正方法に疑問があります。

PTA 規約付則第 1 条に「本規約の実施上必要な諸規定は運営委員会の議決によって別に定める。」と記載されているため、総会の議案ではなく運営委員会で可決されれば役員選挙規定は改正できます。毎月発行されている PTA 通信は運営委員会の議事録を兼ねているため、役員選挙規定を運営委員会で改正した場合、PTA 通信に掲載することにより会員への周知は可能だと考えます。

つきまして PTA 規約通りに運営委員会に付議するのではなく、今回総会に議案を提出した理由を教えてください。

《回答》

ご指摘のとおり、PTA 規約付則第 1 条による規定のほか、PTA 規約第 18 条「運営委員会に付議すべき事項は、次の通りとする。」の第 6 号に「諸規定の制定」と定められています。しかしながら、令和 4 年度 3 月総会にて役員の増員に係る PTA 規約の改正が行われ、それに関連する役員選挙規定の一部改正も行っており、今回の改正もこれに準ずる改正であること、また、今回の改正が事務手続きの不備で漏れていたことを会員に報告するには、総会の場合がふさわしいと考えたこと、ならびに「役員の決定」は総会の承認が必要な議案であり、役員選挙規定はこの「役員の決定」に深く関わる重要な規定であることを考慮し、PTA 規約第 15 条第 7 号により、運営委員会での決定を得た上で総会に議案を提出したものです。

この度の事務手続きで説明不足な点があり、誠に申し訳ございません。引き続きよろしくお願いいたします。

《第 1 号議案へのご質問・ご意見②》

第 1 号議案 役員が決定するまで、互選会を何回も開催し負担が多いので、役員を増やすことには反対です。

《回答》

役員を増やすことについては難しいところがあるかと思えます。役員が増えれば数が増え、決まらないということもありますし、一方で役員が少なくても、一人ひとりの負担が多くてやはり決まらないということもあります。どちらがよいのかは意見が分かれるかと思えますが、今の規定は 8 名から 10 名ということで、必ずしも 10 名でなければならない訳ではありません。少ない人数で行うという選択肢も残されています。

役員を増員につきましては、役員一人ひとりの負担を軽減するという観点から 3 年間の検証期間を経て、令和 4 年度 3 月総会にて正式に決定しており、今回の役員選挙規定の一部改正は、その時に改正すべきものが漏れていたことから議案として提出したものです。

今回「関心度調査」を取り入れるなど新しい試みを行いました。引き続き検討を重ねながら互選会を運営していければと思います。PTA 役員と会員の皆様が一緒になって、どのようにすればより良い PTA の運営ができるのか考えてまいりたいと思います。

※総会時に、「現行の PTA 規約では、役員は 7 名から 10 名となっている。」と発言しましたが、正確には「8 名から 10 名」が正しい人数です。訂正させていただきます。



できることから、またはじめよう。
Let's start again from what we can do.

【その他のご意見】

12 件の意見が寄せられました。

- ・今年度役員・委員の皆様、1 年間お疲れ様でした。来年度役員の皆様、1 年間よろしくお願いいたします。
- ・いつも子どもたちのため、学校のために動いてくださりありがとうございます。
- ・子どもたちのために、本当にありがとうございます。
- ・役員のみなさま、ありがとうございました！
- ・1 年間、お疲れさまでした。

この他「いつもありがとうございます。」などがありました。